

必要書類一覧表（主たる農業従事者の変更について）

書類	部数	取得先	備考
生産緑地の主たる農業従事者の変更届出書	1部	都市計画室窓口 都市計画室ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者は、土地の所有者です。 ・土地が共有の場合は、届出者の下の空欄に、共有者の住所・氏名・電話番号を記入してください。 ・従事者を変更する全ての地番を記入してください。
区域図	1部	都市計画室窓口 (市で作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にて変更届出書を提出される際にお渡しします。 ・変更しようとする生産緑地の区域、地番を記入してください。
委任状	1部	都市計画室窓口 都市計画室ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が提出する場合に必要です。

【書類提出について】

- ・窓口にて記入していただく書類があるため、事前にご連絡いただき、窓口へお越しく下さい。
- ・受付窓口・・・本庁低層棟 都市計画室（平日の9時～15時）
（平日の12時～12時45分、土、日、祝日を除く）

お問合せ先

吹田市 都市計画部 都市計画室

電話 06-6384-1947（直通）

メール toshikei@city.suita.osaka.jp